

土・日開催！！

足場・木建

作業主任者 技能講習のご案内



平成27年7月1日の労働安全衛生法規則の一部改正により、足場の組立て、解体又は変更等の業務に就くすべての労働者に対して足場特別教育の受講が義務付けられ、受講しなければ作業をすることができなくなりました。(2年間の猶予期間があります。)

足場の作業主任者技能講習は、足場特別教育の上位資格にあたるため、特別教育の受講が免除となります。足場作業の実務経験が3年以上ある方は、作業主任者の受講資格がありますので、この機会に作業主任者資格を取得しておきましょう。

足場の組立て等作業主任者講習

木造建築物の組立て等作業主任者講習

受講資格 21歳以上で、次の条件に該当する方

- ①足場の組立て、解体又は変更に関する作業に、3年以上従事した経験を有する方。
- ②学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において、建築・土木・造船に関する学科を専攻し卒業した方でその後2年以上同作業に従事した経験を有する方

受講資格 18歳以上で、次の条件に該当する方

- ①木造建築物の組立て、解体又は変更に関する作業に、3年以上従事した経験を有する方。
- ②学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において、建築・土木に関する学科を専攻し卒業した方でその後2年以上同作業に従事した経験を有する方

日時 平成28年 2月6日・7日

午前9：00～午後17：30

場所 愛知県建築組合連合会3F 大会議室
(国保会館内)

受講料 9500円

定員 50名

日時 平成28年 2月20日・21日

午前9：00～午後17：30

場所 愛知県建築組合連合会3F 大会議室
(国保会館内)

受講料 9500円

定員 50名

仮申込書 下記にご記入の上、このままFAX(052-910-0609)でお送りください。本申込書をお送りします

氏名			
	生年月日	年	月 日
住所	〒		
電話	() -		
希望する講習 にチェック	<input type="checkbox"/>	2月 6日(土)・7日(日)	足場の組立て等作業主任者
	<input type="checkbox"/>	2月20日(土)・21日(日)	木造建築物の組立て等作業主任者

愛知県建築組合連合会

職業訓練法人 名古屋職業訓練協会 建築科
〒462-0844 名古屋市北区清水5-6-9 国保組合会館2F
電話 052-910-0608 ファックス 052-910-0609